

### 【第3回 家族法】

#### 課題

Xは、成年被後見人Aの成年後見人です。この度、Aの兄Yが亡くなり、Yの相続手続が行われることになりました。Yには妻と子はおらず、Yの両親も既に死亡しています（その他Yの直系尊属はいません）。

Yには、Aの他に妹B、弟Cがおり、Bの家族には夫Dと子供E、Fが、Cの家族には妻Gと子供H、さらにHの妻IとHとIの子であるJ（Cの孫）がいます。Yには遺言はありませんでした。

- 1 課題の事例において、Yの相続に際し、A～Jの法定相続分はそれぞれいくつになるでしょうか。（ただし、法定相続人とならない人の法定相続分は0とします。）
- 2 課題の事例において、Yが死亡したとき（相続開始時）に、既にBとCが死亡していた場合、A～Jの法定相続分はそれぞれいくつになるでしょうか。（ただし、法定相続人とならない人の法定相続分は0とします。）
- 3 課題の事例において、Yには、総額3000万円（預貯金2000万、不動産1000万）の遺産がありました。Yの相続に際し、相続人の1人からXに対し、Yの遺産のうち500万円をAに渡したいとの遺産分割の提案がありました。

Xは、この提案に際し、どのように対応したらよいでしょうか。成年後見人として注意すべき点について、具体的に述べてください。